

大和市路上喫煙の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月15日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第8号

大和市路上喫煙の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成20年大和市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項を同条とする。

第3条を削る。

第4条第1項中「第8条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項中「第9条」を「第7条」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第12条」を「第9条」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第12条」を「第9条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

（表）

路上喫煙防止指導員証		第 号
写 真	氏 名	
	生年月日	
<p>上記の者は、大和市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第4条第1項に規定する路上喫煙防止指導員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
大和市長		印

(裏)

大和市路上喫煙の防止に関する条例（抜粋）

（路上喫煙の禁止）

第5条 市民等は、市域において路上喫煙をしてはならない。

（路上喫煙重点禁止区域）

第6条 市長は、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を路上喫煙重点禁止区域（以下「重点禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

（罰則）

第9条 重点禁止区域において、第5条の規定に違反した者は、2,000円の過料に処する。

大和市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（抜粋）

（路上喫煙防止指導員）

第4条 市長は、条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙防止の指導に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を選任する。

2 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙防止の指導に関する事務を行う場合においては、路上喫煙防止指導員証（第1号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 路上喫煙防止指導員証の大きさは、日本産業規格A7横型とする。

第2号様式及び第3号様式中「第6条」を「第5条」に、「第10条」を「第5条」に、「第12条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。